

滝沢市移住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業における人手不足の解消に資するため、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（平成31年4月1日付け定雇第48号岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長通知別添。以下「県実施要領」という）に基づき、市が岩手県と共同して行う滝沢市移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は岩手県から起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内で滝沢市移住支援補助金（以下「移住支援補助金」という。）を交付することに関し、滝沢市補助金交付規則（昭和33年滝沢村規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(移住支援補助金の交付対象者)

第2条 移住支援補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件又は起業に関する要件を満たす者とする。

2 前項の移住等に関する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 移住元に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 滝沢市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算で5年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に規定する過疎地域山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条若しくは半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条の規定による指定を受けた区域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条に規定する小笠原諸島を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤していたこと。

イ 滝沢市に住民票を移す直前に、連続して1年以上東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、市に転入する3か月前の時点において、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤していたこと。ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(2) 移住先に関する要件 次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成31年4月1日以後に市に転入していること。

イ 移住支援補助金の申請時において、市に転入後3か月以上1年以内であること。

ウ 移住支援補助金の申請日から5年以上市に継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）第2条第2号に規定する外国人のうち同法別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永

住者の配偶者等、定住者若しくは同法第6条第3項第1号に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者（以下「永住者等」という。）であること。

ウ その他岩手県知事又は市長が移住支援補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 第1項の就業に関する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 就業先が、岩手県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下この項において「マッチングサイト」という。）に情報を掲載している法人（以下この項において「対象法人」という。）であり、かつ、対象法人がマッチングサイトに掲載している求人に応募して採用されたものであること。
- (3) 自身の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において連続して当該対象法人に3か月以上在職していること。
- (5) 第2号に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援補助金の対象として掲載された日以後であること。
- (6) 当該対象法人に、移住支援補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4 第1項の起業に関する要件は、申請日前1年以内に岩手県が県実施要領により実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を受けていることとする。

（移住支援補助金の額）

第3条 移住支援補助金の額は、60万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれにも該当する場合の移住支援補助金の額は、100万円とする。

- (1) 補助対象者及びその世帯員のうち市へ転入した者（以下この条において「補助対象世帯員」という。）が、移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 補助対象者及び補助対象世帯員が、申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 補助対象世帯員が、いずれも前条第2項第2号の移住先に関する要件を満たしていること。
- (4) 補助対象世帯員が、いずれも前条第2項第3号のその他の要件を満たしていること。

（移住支援補助金の交付の申請）

第4条 移住支援補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が別に定める日までに、滝沢市移住支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、写真に浮出しプレス等による証印のあるもの又は写真を特殊加工してあるものの写し
- (2) 世帯員全員分の移住先の住民票

- (3) 世帯員全員分の移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類
- (4) 移住元の市区町村における最近1か年の滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書
- (5) 滝沢市移住支援補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書(様式第2号)
- (6) 就業証明書(様式第3号)

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項各号の要件に該当する補助対象者が移住支援補助金の交付の申請をしようとするときは、前項各号に規定する書類に加え、前条第2項各号の要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援補助金を交付することが適当又は不適当と認めるときは、速やかにその決定の内容及び規則第5条第2項の規定により付した条件を滝沢市移住支援補助金交付決定通知書(様式第4号)又は移住支援補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請をした者に通知する。

(申請の取下げ期日)

第6条 規則第7条第1項の市長が定める期日は、移住支援補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

(移住支援補助金の交付)

第7条 市長は、第5条の規定による交付の決定をした者に対しては、申請のあった日から3月以内に移住支援補助金の交付を行うものとする。

(立入検査)

第8条 市長及び岩手県知事は、適正な事業の執行を期するため、移住支援補助金を交付した者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に、交付事業者の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、移住支援補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長が雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 移住支援補助金の申請日から3年未満に市から転出した場合
- (3) 移住支援補助金の申請日から1年以内に移住支援補助金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- (5) 前条の規定による立入検査等を拒否した場合
- (6) 移住支援補助金の申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合
- (7) その他この告示の規定に違反した場合

2 市長は、前項に規定する交付の決定の全部又は一部を取り消された者に対し、次の各

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の返還を請求するものとする。

(1) 前項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合 交付した移住支援補助金の全額に相当する額

(2) 前項第6号に該当する場合 交付した移住支援補助金の額の2分の1に相当する額

(3) 前項第7号に該当する場合 市長が定める額

3 移住支援補助金の交付を受けた者は、前条各号に規定する事由に該当したときは、速やかに市長にその内容を報告し、市長の指示を受けなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年2月14日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の滝沢市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和2年1月15日以後に市に転入した者について適用し、同日前に市に転入した者については、なお従前の例による。